

議案第1号資料3

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業概要

1 目的

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯に対して、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する。

2 支給対象者

基準日（令和5年12月1日）時点で小金井市に住民票があり、対象児童が属する以下のいずれかに該当する世帯主

(1) 住民税非課税世帯（世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

450世帯

(2) 住民税均等割のみ課税世帯（世帯全員の令和5年度分の住民税均等割のみが課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。）

45世帯

(3) 家計急変世帯（予期せず令和5年1月から同年12月までの家計が急変し、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。）

5世帯

3 給付額

対象児童1人当たり5万円

4 対象児童

基準日時点で、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の子ども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童））

1,000人

※ 基準日以降に出生した子どもも対象

4 給付手続

(1) 住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯対象世帯の抽出及び確認書等の送付（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（対象世帯）

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

(2) 基準日以降に子どもを出生した世帯、家計急変世帯市ホームページ、SNS、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

5 スケジュール（案）

(1) 住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯

令和6年2月下旬	システム改修
3月上旬	対象世帯の抽出及び確認書等の準備
中旬	確認書等の送付、受付、支給要件の確認
4月中旬	振込（以降順次支給）

(2) 家計急変世帯

令和6年3月中旬	周知
下旬	申請書の受付、支給要件の確認
4月中旬	振込（以降順次支給）

6 申請期限

令和6年6月中旬（予定）